

若桜町監査発第21号
平成30年8月28日

若桜町長 矢部 康樹 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

平成29年度若桜町財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度若桜町財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成29年度

若桜町財政健全化判断比率
等に関する審査意見書

若桜町監査委員

(別紙)

平成29年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成29年度 実質赤字比率

平成29年度 連結実質赤字比率

平成29年度 実質公債費比率

平成29年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成30年8月22日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等の照合審査をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲7.72)	— (▲10.25)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲11.30)	— (▲14.09)	20.0	30.0
実質公債費比率	6.1	6.3	25.0	35.0
将来負担比率	— (▲11.3)	— (▲3.8)	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、算定結果がマイナス（黒字）となったので「-」と表記するが、参考として黒字の数値を（ ）内に「▲」で表記した。

(1) いずれの数値も基準以下で、注視すべき数値はない。

(2) 実質公債費比率（3カ年平均）は、6.3パーセントで、前年度に比べて0.2

ポイント低下しているが、早期健全化基準の25パーセントを大きく下回っている。

これは、元利償還金の額が増加し、災害復旧費等に係る基準財政需要額が減少したためである。

- (3) 将来負担比率はマイナス3.8パーセントで、前年度に比べて負担が7.5ポイント上昇している。これは将来負担額のうち、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額が増加したためである。

なお、早期健全化基準の350.0パーセントを大きく下回っている。

- (4) 本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、起債の増加や基金の取り崩し等によって単年度で大きく変化するので、規模に見合った運用や他の比率との関連を考慮する必要がある。

平成29年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- 平成29年度 簡易水道事業
- 平成29年度 公共下水道事業
- 平成29年度 農業集落排水事業
- 平成29年度 赤松団地造成事業
- 平成29年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成30年8月22日

3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計名	平成28年度	平成29年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	—	—	

- (1) いずれの公営企業会計も、国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。
- (2) 索道事業を除く公営企業会計において、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っている。簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業では、繰入金は減少している。